

台風後の復旧作業時における労働災害に注意!!

事業場内の補修等や災害復旧工事の留意点

先日の台風5号の風雨によって、被災された事業場には心からお見舞い申し上げます。1日も早い復旧をお祈り申し上げます。

さて、この時期は台風による生活や仕事への影響が想定されますが、その後の復旧作業における労働災害も懸念されます。以下(2以下は専門工事業者向け)に注意点を抜粋しましたので、ご留意されますようお願いいたします。

1 墜落・転落災害防止対策

スレート等でふかれた屋根の上で作業を行う場合は、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜き防止対策を徹底すること。

高さが2m以上の箇所で作業する場合には、足場等の作業床を設けること
脚立の天板の上で作業しないこと。十分な踏み面がある物を使用すること。

2 がれき処理作業における災害防止対策

当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティングで連絡・調整を綿密に行うこと。

車両系建設機械を用いる際は、人の立入りを禁止し、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

車両系建設機械の転倒又は転落防止対策を徹底すること。

3 土砂崩壊災害防止対策

地山の掘削を伴う工事においては、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等を予め十分調査した上で作業計画を定め、これに基づいて作業を行うこと。

地山の点検者を指名し、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うこと。

土砂崩壊のおそれがある場合には、予め堅固な構造の土止め支保工を設けること。

4 土石流災害防止対策

土石流危険河川における工事においては、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等を予め十分に調査すること。

土石流の早期把握のための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準を必要に応じて見直すこと。

警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。

労基署 だより

第121号

H29.8.15

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1時間 **715円**

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/jireitoukei/pamphlet_leaflet/roudo_u_kizyun/saitin/saitin.pdf)

労働条件相談ホットライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日にも無料で受け付けます。
0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

大島郡地域産業保健センターのご案内

- 厚生労働省の委託事業ですので費用は無料です! -

大島郡地域産業保健センターでは、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場における労働衛生管理の向上を図ることを目的とし、**労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談、健康診断の結果についての医師からの意見聴取(就業判定を含む)、長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導、個別訪問による産業保健指導**、などを実施しています。

詳しくは0997-53-1993(携帯070-2197-8602)へお問い合わせください。

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。